

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 15

発行：山口県教育委員会

令和4年6月30日

1 テーマ

体罰・不適切な言動の防止について

※ 体罰を厳しい指導として正当化することや「場合によっては体罰もやむを得ない」といった考えは誤りです。また、体罰だけでなく、児童生徒の心情を考えない、人権感覚が欠如したような暴言等も児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為です。今月、他県において、複数の部員に不適切な言動を行ったとして、当時の部活動の顧問が懲戒免職処分となった事案も起きています。「体罰や不適切な言動は絶対に許さない・許されない」という認識を学校全体で再確認し、児童生徒の心に寄り添った指導を行うことが重要です。

2 事例・背景等

【事例①】 授業中にふざけた態度であった児童Aに対して、授業終了後に廊下に呼び出して指導していたところ、児童Aが自分は悪くないというような態度で教室に戻ろうとしたので、児童Aのお腹のあたりの服をつかんで、腹部にこぶしを押し当てたまま指導をした。「児童Aの保護者からも厳しい指導をしてほしいと言われている。日頃から児童Aには個別に声をかけており、信頼関係もできているので大丈夫だろう。」と思っていたが、生徒指導アンケートの中で、「先生に腹を殴られた。」と児童Aが記入したため、事案が発覚した。

【事例②】 部活動の指導中、短距離走をさせていたところ、生徒Bが全力で走っていないと感じたため、走り終わった生徒Bに対して「さぼりの天才だね。必死に取り組めないならやめろ、馬鹿野郎。あと20本、全力で走れ。」と叱咤しながら指導した。「熱意をもって指導すれば、生徒には伝わるだろう。」と思っていたが、次の日から生徒Bが部活動に参加しなくなり、担任が確認したところ、事案が発覚した。

3 体罰・不適切な言動の防止に向けて大切にしたい2つのポイント

■ 体罰や不適切な言動について、正しい認識を身に付けましょう。

「保護者から厳しい指導を求められたので、少し手を出すことは許されるだろう。」「児童生徒との信頼関係や教育に対する情熱があれば、冗談を言ってからかったり、強い言葉で叱ったりすることは、容認されるだろう。」などの認識は誤りです。どのような理由や思いがあったとしても、児童生徒に対する体罰や不適切な言動は許されません。

■ 児童生徒の人権に配慮した、適切な指導を行いましょう。

教員自身に「体罰をした」「不適切な言動だった」という意識はなくても、児童生徒が「体罰を受けた」と受けとめたり、著しく傷ついたりすることはあり得ます。日頃から、児童生徒の立場に立って考え、自身の感情をコントロールしながら適切な指導を行いましょう。

4 振り返ってみましょう

- 体罰や不適切な言動を容認する意識をもっていませんか。
- 「児童生徒に甘く見られてはいけない。」などの気負いや焦りはありませんか。
- 指導方法に不安や悩みがある場合、同僚等に相談できる体制が構築されていますか。
- 他の教職員の体罰や不適切な言動を傍観したり、見過ごしたりしていませんか。